

漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定に基づき、次のとおり休業の届け出があった。
なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成30年4月20日から平成30年5月7日までとする。

平成30年4月20日

北海道知事 高橋 はるみ

漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休業期間	漁業権者の住所 及び氏名又は名称
さけ定置漁業	厚岸郡浜中町地 先	浜中さけ定第8 号	平成30年4月10日から 平成30年12月10日まで	厚岸郡浜中町火散布 299番地 有限会社丸厚小嶋水 産